森大輔法律事務所

News Letter

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

2020年
5月号
VOL.11

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

P１　弁護士　森 大輔　代表挨拶
P２　事務所報　「民法改正セミナーWEB配信のお知らせ」
　　弁護士コラム　「令和2年4月以降の労務に関する法改正」
　　事務所報　「アースフレンズ東京Zマスク販売のお知らせ」
P３　お客様インタビュー「株式会社ビービーエフ様」
P４　事務員コラム　「入所1年を振り返って」
　　事務所報　「わが事務所のテレワーク事情」
　　顧問先様特別セミナー延期のお知らせ

弁護士　森 大輔　代表挨拶

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各地で様々な行事やイベントの自粛が続く中、４月７日に緊急事態宣言が出されました。この緊急事態宣言は感染拡大を防ぐために必要な措置であることは当然ですが、同時に補償問題や経済対策も行わなければ、リーマンショックを上回る経済へのダメージが残るとも言われています。

リーマンショックの際は中国経済が後押しする形で回復をしましたが、今回はそのような明るい兆しが見当たらない点が非常に心配です。この点、企業様においては、従業員の雇用の問題を抱えているかと思われます。弊所にも、新型コロナウイルス感染が疑われる従業員や、感染防止のために休業させた場合の休業手当がどうなるか、自粛に応じた場合の従業員の給与は支払う必要があるのか等の相談が寄せられております。これらの中で、特に深刻な問題だと感じるのは、４月１０日に東京都が指定した営業自粛対象の事業者への対応です。今回、あくまでも「自粛」の要請ですので、営業を中止したとしても各事業者の責任で営業停止の判断を行ったということになります。そのため、補償もない中で事業者は従業員の給与などを負担しなければなりません。しかしながら、営業を停止しつつそのような経費を負担できるはずもありません。倒産か営業の継続かという苦渋の選択が強いられている事態になっております。営業が継続されてしまえば感染の拡大を阻止することも難しくなります。東京都の補償だけではなく、国による十分かつシンプルな枠組みの補償が一刻も早く検討されるべきだろうと思います。さらに、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、働き方そのものについて改めて考えさせられるようになりました。テレワークはその典型だろうと思います。テレワークの最大の魅力は、出勤しなくても良いという点にあります。これによって非常に大きな恩恵が受けられるのではないでしょうか。未だ、テレワークのインフラが整っていない企業様もあるかもしれませんが、これを機会にテレワークのインフラを国の政策としても進め、多様な働き方を選択できる時代に向かうべきではないかと思います。そして、これまで仕事ばかりに人生の時間を使ってきた仕事人には、新しい生き方が提案できるのではないかと期待しております。経済の大幅な発展がなかなか見込まれない中、仕事だけに人生の時間を費やしてきた生き方に、テレワークは一考を与えてくれたのではないでしょうか。

世界はまだまだ混乱を極めておりますが、そんな中でも我々の生き方にとって少し前向きにとらえられることもあるのではないかと思っております。

Copyright (C) 森大輔法律事務所　All Rights Reserved.

事務所報　「民法改正セミナーWEB配信のお知らせ」

この度、明治29年に制定された民法（旧法）は、社会情勢の変化に対応すべく民法改正法（新法）として生まれ変わり、120年以上経った令和2年4月1日に施行されるに至りました。

この大改正に伴い、新法における主要論点は、約２００個もあります。そのため、新法全体を理解するためには、相応の学習が必要と考えております。新法で改正された既定のうち一部をご紹介すると、法定利率についても、民法上年５％や商事法定利息が廃止され、変動有りの年３％に変更になりました。そして、時効については、今まで時効の中断・停止といった文言を使用しておりましたが、時効の更新・完成猶予という文言に変わりました。また、従来の契約書上では瑕疵担保責任について「瑕疵」という記載がなされていましたが、今後、「瑕疵」という文言がなくなり、瑕疵担保責任が契約不適合責任へと変更されることになります。この他にも、新法では、旧法において判例解釈に委ねられていた部分の多くを明文化したり、現代の社会情勢に対応するために、わかりやすい文言に変更したりと、細かい改正がなされております。

そこで当事務所としましては、弁護士が法務関係を扱う方々向けに、改正箇所の解説だけでなく、実務上の変更点や影響まで考慮した、解りやすい内容の民法改正法を解説するセミナーを開催することになりました。昨今の情勢に鑑み、web上でのネット配信により、在宅されている場合にもご受講していただけるようにいたします。

詳細は決定次第、ホームページや直接のご連絡によってお知らせいたしますので、ご興味がおありの方は是非ご参加いただけますと幸いです。

弁護士コラム　「令和2年4月以降の労務に関する法改正」

みなさん、こんにちは。弁護士の杉浦友亮です。

２０２０年は、大きな法改正がいくつも行われる年になります。東京オリンピックは、残念ながら延期となりましたが、こちらは待ったなしの対応が迫られますので、本コラムで皆様と変更される制度を概観していきたいと思います。なお、法改正については民法の改正が避けて通れないテーマですが、そちらについては上段や別の機会に取り上げることとし、ここでは労働関係法を中心に説明します。

まず挙げられるのが、同一労働同一賃金の制度化です（大企業は今年の４月１日より適用。中小企業は２０２１年４月１日より適用。）。働き方改革の一環として、報道で多く取り扱われているので、ご存知の方も多いかと思います。次も働き方改革の一環ですが、時間外労働の時間に上限規制が設けられます。（大企業は既に適用済み。中小企業は今年の４月１日より適用。）。これにより、３６協定の締結を前提に、時間外労働時間の上限を原則１ヶ月４５時間、１年３６０時間と法定し、特別条項を用いた場合でも月１００時間未満、１年７２０時間以内等の上限が定められました。違反した場合には罰則規定もあります。また、民法改正と関連して忘れてはならないのが、労働債権の消滅時効の期間延長です。今年の４月１日より、これまでの２年から３年に延長され、５年後には時効期間を５年に延長するかが再検討される予定です。今年の６月１日には、パワハラ防止関連法も施行されます（大企業は適用済み。中小企業は２０２２年４月１日からの適用。）。今後、使用者にはパワハラ防止措置が義務付けられます。使用者がとるべき対応については、先日、当事務所でセミナーを開催しました。当事務所では、企業様向けの出張セミナーについても随時受け付けておりますので、ご興味がある方はお声がけください。

以上、今年の４月から６月までの間に、労務分野に限ってもかなり大きな改正があります。今回の改正を機に、これまでの労務管理等を再度見直していただければと思います。

事務所報　「アースフレンズ東京Zマスク販売のお知らせ」

東京都大田区を中心に活躍する、男子プロバスケットボール「アースフレンズ東京Z」。当事務所の顧問先様でもありますが、この度、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、法人様向けオリジナルマスクを発売いたしました。伸縮性や通気性に優れるユニフォーム生地を使い、洗って繰り返し使えるなど、ユニークで実用的なマスクです。売り上げの一部は子供たちの招待事業や慈善事業に使われます。コロナ対策だけでなく、終息後もバスケットボールを盛り上げ、アースフレンズ東京Zさんの応援に繋がればと思います！

お申込みは、アースフレンズ東京Zさんのオンラインショップか、下記アドレスへご注文書の添付またはメールでご注文内容をお送りください。（なお、個人様でも1枚から購入可能です）

●オンラインショップ https://www.bleague-shop.jp/ez/item/detail/1_25_CB0030_1/0001

●ご注文書送り先　goods@eftokyo-z.jp

Copyright (C) 森大輔法律事務所　All Rights Reserved.

お客様インタビュー「株式会社ビービーエフ様」

今回は株式会社ビービーエフの総務人事部、部長寺下晴敏様と永瀬忍様にお話を伺いました。

①株式会社ＢＢＦはどのような会社ですか。事業概要や法人の成り立ちを教えてください。

事業の大きな柱はふたつあります。ひとつめは、主にファッションライフスタイル商品のオンラインストアにおける、企画・運用・販売促進支援です。ふたつめは、同じくファッションライフスタイル商品を中心として、テレビ通販番組等での、企画・運用・販売促進支援です。その他では、フードサービスにおけるBtoBのプラットフォームの構築など、新しい分野にもチャレンジしています。

当社はもともと、データセンター運営を中心に事業を行っていた会社から、スピンオフのような形で、ファッション関連商品の取り扱いを始めたのですが、その後、売上も拡大し、現在に至っております。

②御社の特徴やアピールポイントを教えてください。

当社は、お取引様の商品の販売支援が中心ですから、いかにお取引様のニーズをキャッチし、かつ安心してお任せしていただけるかに注力しています。Eコマースもテレビ通販も、基本的にはお客様の要望に合わせたかたちで、全てをコーディネートできるというのが強みかなと思います。また、当社の名刺やホームページをご覧いただいた方は、お分かりいただけるかと思いますが、非常にシンプルに作られています。これは、お取引様を裏側から支え、商品を全面的に引き立たせる、というのを生業としているからです。シンプルかつ機能的であること、更には、アピールしないことがアピールポイントと言えるかもしれません。

③どのような点にご苦労されておられますか。

お取引先様のご要望に、素早く、細やかにお応えしていくことです。例えば、急なセールや企画などは、スケジュールを含めて当社で決められない要件も出てきます。その為、当社では、若い社員でも1人1人が一定の責任と権限を持って仕事をし、スピーディーにかつ柔軟に対応できるようにしています。こういった場合、営業側と管理側のバランスをしっかり保つことが重要となりますが、可能な限り迅速に、かつマネジメントもしっかり対応するようにしております。

④どのようなことを目指しておられますか。今後の展望をお聞かせください。

現在はファッションライフスタイル商品が主ですが、ファッションだけにこだわっているわけではなく、前述の通り、フード分野などにもチャレンジをしています。良いお話があれば、ブランドや業態にこだわらず新しいものに挑戦し、様々なニーズにお応えしていける会社にしていきたいです。

⑤それを達成するために避けて通れないものは何ですか。

新しいことをやる時には、必要な要件が変わると思います。例えば、海外事業をやる場合には、それに適した人材を整える。フード事業をやろうとなったらフード事業に精通した人材を探す。常に優秀な人材の確保は避けて通れないと思います。タイムリーな採用がビジネスを後押しし、更に組織再編、構造改革へと移行します。

そういった点で、人材の確保と育成が重要な課題です。特にEコマース事業は、お取引先様が増えれば増えるほど、それに応じた人材の確保が大変重要です。さらにグループ企業全体あるいはお取引先様等の関係するすべての会社のガバナンスを踏まえた採用、育成、組織構築をしなくてはなりません。

また、法改正など、社会における様々な変化を、私たちが的確に捉えて社員に伝えていく必要性があると感じています。研修や内部統制活動を通じて、企業基盤の強化を試みています。

⑥当事務所をどのように利用されていますか。どのようなことを相談されているのか教えてください。

もともとは行政絡みの相談から始まっていますが、特に迅速な対応が必要な場合やセンシティブな問題は貴事務所に相談させていただいています。個人情報保護法、景品表示法、特商法等、事業に関わる法律の相談が多いのですが、労務関係にお強いとお聞きし、労務に関する相談をさせてもらっています。

ここ1年ぐらいでは、グループ会社も増え、子会社・孫会社の手続きでもお世話になりました。企業の基盤強化を目的に始めたメルマガの作成もいろいろとご指導いただき、大変助かっています。社員が、日々やっている業務について法的側面からみて、どういうものなのかを理解してやってもらいたいですし、また社員も理解したいと望んでおりますので、年に数回ではありますが、法務研修会も、幅広くご対応いただける貴事務所にお願いしています。

Copyright (C) 森大輔法律事務所 All Rights Reserved.

事務員コラム　「入所1年を振り返って」

事務局の新保です。入所してから早いもので1年が経ちました。昨年の春は、華やかな銀座が楽しく、ランチタイムなどよく銀ブラをしておりましたが、今年の春はコロナウイルスの影響で、とても静かな街並みです。一刻も早く事態が収束することを切に願っています。この１年、お電話や、ご相談、お打ち合わせの際ご来所されたクライアント様とお話する機会がございました。まだまだ不慣れな面もある中、皆様の温かなご対応、サポートに感謝申し上げます。所内の業務は、各種証明書の取得、事件記録の綴り、裁判所への書面の作成、提出など、基本的には事件に関する事務全般です。記録の謄写の為、検察庁にお使いに行ったりと、中々できない経験で日々勉強させて頂いております。そのほか、先輩事務員の方にサポートをしていただきながら、当事務所主催のセミナーの設営全般を担当させて頂いております。今後セミナーで、お知りになりたいことや、深化させていきたい分野などございましたら何なりとご相談ください。また、今読んでいただいておりますニュースレターの作成にも携わっております。皆様と事務所スタッフの架け橋として、毎回気合を入れて作っております。森弁護士をはじめ、所員一同毎号楽しみに記事を考え、写真も撮っております。ぜひとも隅々までご覧いただけましたら幸いです。この1年を振り返って思うことはこの事務所員は皆、明るく、前向きということです。どんな困難な状況であったとしても、自分自身を鼓舞することを教えてくれる素敵な事務所です。

私の次のステップは、事務員としての自分にできること、貢献できることを探し、試行錯誤しながら、お役に立てるように今後も向上心を忘れずに精進してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します！

事務所報　「わが事務所のテレワーク事情」

緊急事態宣言が出されたことに伴い、当事務所では適宜テレワークを行っております。そのため、若干、業務時間及び連絡手段の変更がございますので、ここでお知らせいたします。

まず、お電話でのご相談ですが、平日９時から１７時までの受け付けとさせていただいております。

ご連絡手段ですが、既に弊所にご依頼をいただいておりますお客様は、従来通り、チャット又はメールでご相談ください。電話での対応をご希望の方は、お電話受付後、弁護士より折り返しご連絡いたします。これまで通り対応させていただきます。

新規のお客様につきましては、上記電話対応時間にお電話をいただくか、ホームページ上のお問合せフォームにて、お気軽にお問い合わせください。担当者よりお返事を差し上げます。（電話受付時間や連絡状況は、緊急事態宣言の今後の状況次第で変更の可能性がありますことをご了承ください。）

ところで、当事務所所員のテレワークの実態、所感はどのようなものでしょうか。当事務所のパパ弁護士、杉浦友亮弁護士に聞いてみました。

「我が家には、やはりテレワーク中の妻と、登園自粛中の3歳の息子がいます。日中の育児は妻に任せきりになってしまっていますが、昼食・夕食の準備は私の担当です。普段はあまり顔を合わせられていない息子とずっと一緒にいるので、妻に言わせると、息子も楽しそうにしているとのこと。私には無縁と思っていたワークライフバランスですが（笑）、図らずもその大切さを実感する毎日です。」

もともと料理が趣味という杉浦弁護士ですが、テレワークになってから一層磨きがかかっているようです。多くの不便がつきものの自粛生活ですが、取り組み方次第で、今までにないメリットもあるかもしれませんね！？（今回の森代表のゴルフ紀行はお休みいたします。）

顧問先様特別セミナー延期のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、4月24日に予定しておりました 「顧問先様特別セミナー」を延期させていただく事になりました。過日、顧問先様にはお知らせをいたしましたが、参加をご予定頂いておりました皆様には、改めましてお詫び申し上げます。なお、延期後の日程につきましては、下記の予定で調整しておりますが、 コロナウイルスの感染状況によりましては再度延期になる可能性もございます。

その場合には再びご連絡を入れさせていただきます。ご理解賜りますようお願い致します。

所員一同、正式にセミナー開催をご案内できるよう努めて参りますので、その際には、是非ともご参加くださいますよう心よりお待ち申し上げます。

日付　2020年6月26日（金）
時間　18時30分～20時15分　懇親会開始　20時30分予定

発行元：森大輔法律事務所
〒104-0061　東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階
TEL：03-6226-5096　FAX：03-6226-5097

Copyright (C) 森大輔法律事務所 All Rights Reserved.